

社会福祉法人朝日町社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員の報酬並びに役員及び評議員の費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。報酬額は別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が執務のため、役員会等に出席した場合、別表2に定める額を費用弁償として支給する。

2 役員等が本会の職務のため旅行した場合は、前項の規定にかかわらず旅費規程に準じて旅費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	月 額 報 酬
会 長	3 0 , 0 0 0 円

別表 2

区 分	費 用 弁 償
理事、監事、評議員	1 , 0 0 0 円